

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標V-4-1

**雇用保険制度の安定的かつ適正な運営
及び求職活動を容易にするための保障等を図ること**

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

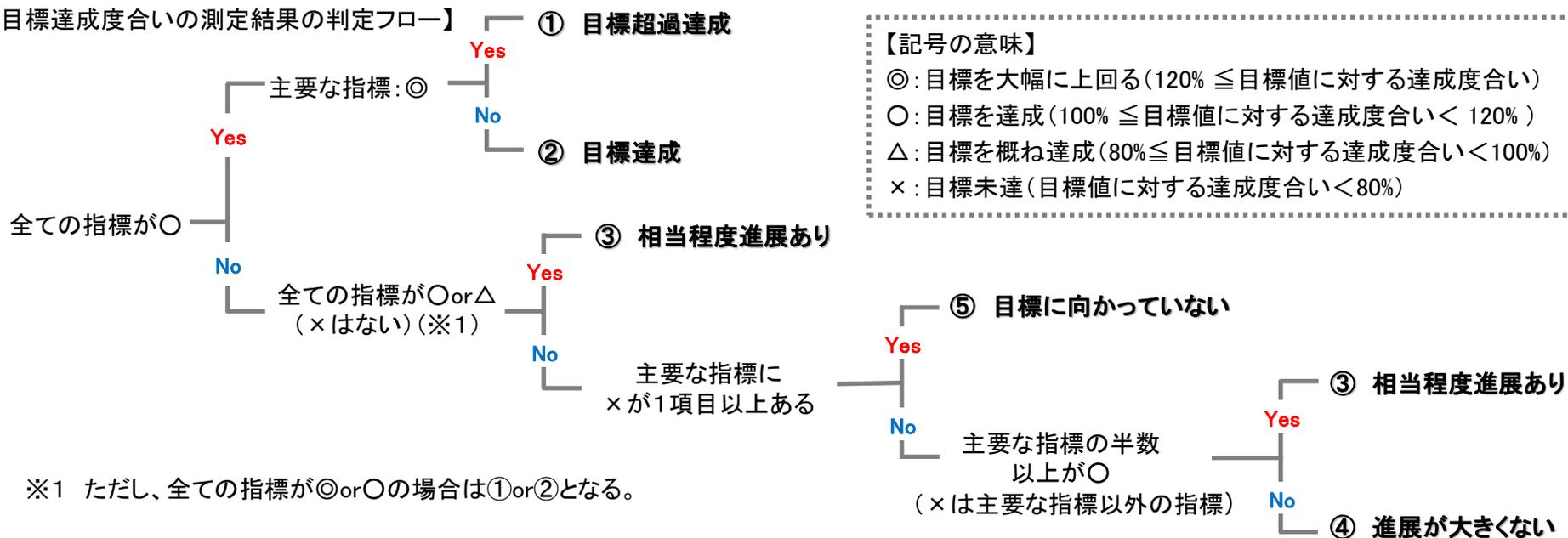
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



【記号の意味】
 ◎: 目標を大幅に上回る(120% ≤ 目標値に対する達成度合い)
 ○: 目標を達成(100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%)
 △: 目標を概ね達成(80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%)
 ×: 目標未達(目標値に対する達成度合い < 80%)

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標V-4-1）

基本目標V：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標4：失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと

施策目標1：雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

現 状

1. 制度の考え方

- ・ 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度
- ・ 雇用保険は、一部の事業を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業とし、適用事業に雇用される労働者が被保険者となる。
- ・ 就職までの間の生活の安定を図り、再就職の促進を図るといふ雇用保険の趣旨の観点から、早期の再就職の実現が望ましい。

2. 雇用保険の現状

- ・ 基本手当（失業給付）の初回受給者数は、R4年度が約112万人であったのに対して、R5年度は約117万人となり、約5万人程度増加。

- ・ 基本手当（失業給付）の受給者実人員は、R4年度が40.5万人であったのに対して、R5年度は42.3万人となり、1.8万人増加。

- ・ 新型コロナ対応として、雇用調整助成金の特例措置などを講じた結果、雇用保険二事業の財源である雇用安定資金は枯渇し、また、失業等給付の積立金も、新型コロナ前には4兆円を超えていた残高が大幅に減少したが、現在は回復傾向。

雇用保険財政については、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において議論を行っていく。

3. 受給者の再就職状況

- ・ 基本手当受給者の再就職状況について、基本手当の支給終了までに就職した者は、近年は60%前後で推移。
（参考）R5年度実績
・ 支援対象者数：100,479人（対前年比0.2%減）
- ・ 基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者（早期再就職）の割合は、R5年度時点において、34.1%（対前年同期比+1.2%増）となっている。
・ 就職者数：85,903人（対前年比2.3%増）
- ・ 雇用保険受給者等の早期再就職を支援するため、専門相談員を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を実施している。
・ 就職率：85.5%（対前年比1.2%pt増）

4. 失業等給付の不正受給摘発件数

- ・ 不正受給の件数は近年は3,000件～4,000件台で推移。（R5年度は件数が3,083件、不正受給額が548,378千円）
- ・ 不正の態様としては就職したにもかかわらず、届け出ていなかった例が多く、被保険者資格取得の発見された例が多い。

課題2

不正受給は制度目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため、失業等給付を適正に給付することが重要

達成目標2

雇用保険の給付を適正に行うこと

2 不正受給の件数（アウトカム）

課題3

雇用保険財政の安定的な運営の確保が重要

達成目標3

雇用保険財政の安定的な運営を確保すること

6 雇用保険の失業等給付に係る弾力倍率（アウトカム）

課題1

求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要

達成目標1

求職者の早期の再就職を支援すること

1 雇用保険受給者の早期再就職割合（アウトカム）

【測定指標】太字・下線が主要な指標

（参考指標） 3 失業等給付関係収支状況（収入額） 5 失業等給付関係収支状況（積立金残高）
4 失業等給付関係収支状況（支出額）

【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標V-4-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】

指標1: ○ (目標達成率 101%)

【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】

指標2: ◎ (目標達成率 122%)

【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】

指標6: (△) (令和4年度までの推移)

【目標達成度合いの測定結果】

③ (相当程度進展あり)

【総合判定】

B (達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・ 測定指標の達成状況が「◎」、「○」又は「△」。
- ・ 以上より、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・ 指標2については、不正受給の件数は過去3年間の実績の平均(3,960件)を下回っており、不正受給の件数減少のための施策の実施は有効に機能していると評価できる。
- ・ 指標6について、R5年度実績は現在集計中であり、R4年度実績では目標値を下回っているが、参考指標5にあるように、失業等給付の積立金が現在は回復傾向にあることから、雇用保険財政の安定的な運営に関して失業等給付費等に係る業務運営は有効に機能していると評価できる。

《効率性の評価》

- ・ 指標2については、達成手段の一つである雇用保険活用援助事業費において令和3年度以降執行額がほぼ一定であるにも拘わらず、実績が順調に上昇していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標6について令和5年度実績は現在集計中であるが、令和4年度までの実績を踏まえると、目標を概ね達成しており、この間の業務取扱費の執行額は概ね一定であることから、効率的な運営ができていると評価できる。

《現状分析》

- ・ 指標2については、不正受給の件数については、R2・3年度は目標未達だったが、R4年度に減少に転じ、R4・5年度連続で目標を達成していることから、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられるため、引き続き不正受給の件数の減少に向けた施策を進めていくことが必要である。
- ・ 指標6について、R5年度実績は現在集計中だが、R4年度までの実績を踏まえると、目標を概ね達成しており、また、参考指標5にあるように、失業等給付の積立金は大幅に減少したものの、現在は回復傾向にあることから、引き続き、有効かつ効率的な業務運営を実施し、雇用保険財政の安定的な運営の確保に努める必要がある。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1】

- ・ 指標1については、**再就職支援プログラム事業を引き続き適切に実施し、求職者の状況に応じた担当者制によるきめ細かな支援を行う。**また、各労働局・ハローワークの効果的な取組・好事例について、職員向けのメルマガの発行やオンライン勉強会等の実施により、全国へ横展開を行っていく。なお、**今後の目標値については、直近の実績を踏まえ、検討していく。**

【達成目標2】

- ・ 指標2については、目標値の達成に向け、説明会や窓口での周知徹底等の取組を引き続き行っていく。なお、**今後の目標値については、コロナ前の水準に戻す方向で、上方変更することを予定している。**

【達成目標3】

- ・ 指標6については、**有効かつ効率的な業務運営を行うことで弾力倍率が1以上になるよう努めると共に、適正な積立金残高を維持することで雇用保険財政の安定的な運営を確保することに努める。**

雇用保険制度の概要（令和6年6月末時点）

雇用保険制度は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付及び育児休業給付を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を行う、

<雇用保険の被保険者>

- 雇用保険の適用事業に雇用される労働者は被保険者となる。
- ただし、一般被保険者については、「1週間の所定労働時間が20時間未満である者」、「同一事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない」等の要件に該当する方は適用対象外となる。

失業等給付

保険料率：8/1000（労使各4/1000）

【求職者給付（基本手当等）・就職促進給付】 国庫負担割合：1/4又は1/40等（※1、2）（求職者給付のみ）

- 労働者が失業した場合、『基本手当』として、離職前賃金の50%～80%（給付日額2,196～8,490円（※3））を、年齢と被保険者期間、離職理由に応じて、90日～330日の給付日数の間、失業認定を受けた日について支給。
- 受給資格者が早期再就職等した場合に、就業手当や再就職手当、就業促進定着手当等を支給。
 - ※1 雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は1/4、それ以外は1/40。
 - ※2 定率負担とは別に、一定の要件の下で機動的に一般会計から繰入可能。
 - ※3 令和5年8月以降適用。

【教育訓練給付】 国庫負担なし

- 主体的な能力開発を支援するため、雇用保険の被保険者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者等が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合に、訓練費用の一定割合（※）を支給。
 - ※ 一般教育訓練給付：20%（上限10万円/年）、特定一般教育訓練給付：40%（上限20万円/年）、専門実践教育訓練給付：最大70%（上限56万円/年）

【雇用継続給付】 国庫負担割合：1/80（令和6年度までの暫定措置。原則は1/8。）（介護休業給付のみ）

- 高年齢雇用継続給付：60歳到達時点の賃金からの低下分の一定割合等を支給。
- 介護休業給付：被保険者が介護休業をする場合、最大93日間、休業前賃金日額の67%（3回まで分割可能）を支給。

育児休業給付

保険料率：4/1000（労使各2/1000）

国庫負担割合：1/8

- 被保険者が出生時育児休業や育児休業を取得した場合において、一定の要件を満たした場合、原則子が1歳になるまでの間、休業開始から通算180日までは休業前賃金日額の67%*（180日経過後は50%）を支給。
 - ※ 給付が非課税であること及び育児休業期間中の社会保険料免除を加味すると、休業前の手取り賃金の実質80%相当。

雇用保険二事業

保険料率：3.5/1000（事業主負担）

国庫負担なし

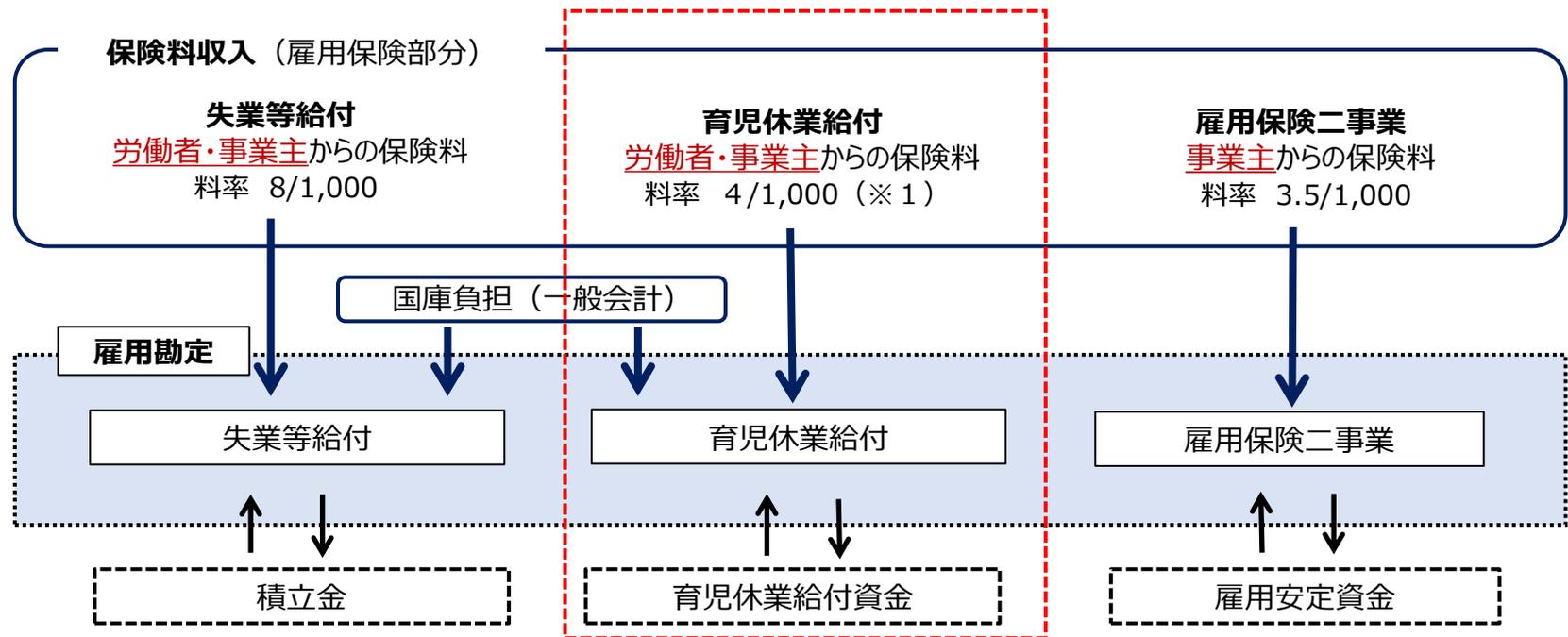
- 雇用安定事業 →雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、早期再就職支援等助成金など
- 能力開発事業 →人材開発支援助成金、民間等を活用した効果的な職業訓練等の推進など

雇用保険制度の財政構造

- 雇用保険では、失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業を実施しており、これらを区分経理している。
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付は労働者・事業主折半。雇用保険二事業は事業主のみ。

労働保険特別会計(雇用勘定)の仕組み

令和7年度から子ども・子育て支援特別会計に移管(※2)



※1 「雇用保険法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第26号)により、令和7年度から本則の保険料率を5/1,000に引き上げるが、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整(注)し、当面は現行の保険料率で据え置く予定。

(注) 該当年度の積立金残高(見込み)と翌年度の収入(見込み)の合計額が、翌年度の支出(見込み)の1.2倍を超える場合は、翌年度の料率を4/1,000とすることができる。

※2 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により、労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)は令和7年度に新たに創設される子ども・子育て支援特別会計に移管される。

雇用保険被保険者数の推移

(単位：人、%)

【年度別】

	① 一般被保険者		② 高年齢被保険者		③ 短期雇用特例被保険者		④ 日雇労働被保険者	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
H26年度	38,621,660	1.2	1,432,663	13.7	82,077	△ 6.8	17,098	△ 8.7
H27年度	39,199,500	1.5	1,579,374	10.2	75,422	△ 8.1	16,421	△ 4.0
H28年度	39,706,530	1.3	1,776,809	12.5	68,996	△ 8.5	14,438	△ 12.1
H29年度	40,334,096	1.6	2,433,056	36.9	64,794	△ 6.1	9,489	△ 34.3
H30年度	40,744,742	1.0	2,700,293	11.0	57,885	△ 10.7	7,272	△ 23.4
R元年度	41,141,171	1.0	2,936,942	8.8	53,325	△ 7.9	7,080	△ 2.6
R2年度	41,185,546	0.1	3,116,754	6.1	49,202	△ 7.7	6,888	△ 2.7
R3年度	41,353,264	0.4	3,232,399	3.7	46,594	△ 5.3	6,748	△ 2.0
R4年度	41,329,247	△0.1	3,335,624	3.2	43,237	△ 7.2	6,568	△ 2.7
R5年度	41,391,483	0.2	3,459,703	3.7	40,864	△ 5.5	6,461	△ 1.6

(注1)各年度の数値は年度間月平均値である。なお、令和5年度は速報値。

(注2)日雇労働被保険者については、有効な被保険者手帳を所持している者の数。

基本手当の受給資格決定件数・受給者実人員の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年度比
平成27年度	1,491,060	△4.7
平成28年度	1,407,765	△5.6
平成29年度	1,345,481	△4.4
平成30年度	1,336,476	△0.7
令和元年度	1,347,004	0.8
令和2年度	1,513,612	12.4
令和3年度	1,320,458	△12.8
令和4年度	1,333,464	1.0
令和5年度	1,371,612	2.9

(注)各年度の数値は年度合計値である。なお、令和5年度の数値は速報値であり変動があり得る。

【年度別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年度比
平成27年度	435,563	△6.7
平成28年度	400,746	△8.0
平成29年度	378,344	△5.6
平成30年度	374,762	△0.9
令和元年度	387,224	3.3
令和2年度	475,700	22.8
令和3年度	434,296	△8.7
令和4年度	405,306	△6.7
令和5年度	423,289	4.4

(注)各年度の数値は年度間月平均値である。なお、令和5年度の数値は速報値であり変動があり得る。

再就職手当の支給状況

【再就職手当・年度別】

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成27年度	405,715	5.5	125,155,326	6.9
平成28年度	404,977	△ 0.2	127,695,727	2.0
平成29年度	409,886	1.2	150,402,588	17.8
平成30年度	406,257	1.6	158,847,572	5.6
令和元年度	424,512	2.0	166,181,645	4.6
令和2年度	393,121	△ 7.4	159,651,325	△ 3.9
令和3年度	356,194	△ 9.4	143,315,558	△ 10.2
令和4年度	359,734	1.0	142,857,408	△ 0.3
令和5年度	390,352	8.5	160,212,662	12.1

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

(注3) 令和5年度の数値は速報値であり変動があり得る。

就業促進定着手当の支給状況

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成28年度	122,725	△ 13.8	23,420,985	△ 9.6
平成29年度	107,014	△ 12.8	18,254,270	△ 22.1
平成30年度	107,378	0.3	17,576,280	△ 3.7
令和元年度	112,017	4.3	18,850,775	7.3
令和2年度	112,913	0.8	19,581,649	3.9
令和3年度	104,450	△ 7.5	18,556,003	△ 5.2
令和4年度	92,546	△ 11.4	16,024,904	△ 13.6
令和5年度	94,817	2.5	16,078,349	0.3

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

(注3) 就業定着促進手当は平成26年10月以降支給開始している。

(注4) 令和5年度の数値は速報値であり変動があり得る。

教育訓練給付の支給状況①

【一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成27年度	120,117 (△ 0.8)	59,954	60,163	4,439,910 (△ 1.1)	2,569,652	1,870,257
平成28年度	111,790 (△ 6.9)	55,870	55,920	4,229,898 (△ 4.7)	2,381,110	1,848,788
平成29年度	99,978 (△10.6)	51,488	48,490	3,807,560 (△10.0)	2,206,492	1,601,068
平成30年度	92,571 (△ 7.4)	49,005	43,566	3,479,143 (△ 8.6)	2,114,151	1,364,992
令和元年度	90,776 (△ 1.9)	49,397	41,379	3,515,524 (10.5)	2,171,196	1,344,328
令和2年度	89,011 (△ 1.9)	51,198	37,813	3,423,119 (△ 2.6)	2,216,784	1,206,334
令和3年度	88,458 (0.5)	50,293	39,165	3,404,769 (△ 0.5)	2,166,581	1,238,188
令和4年度	78,226 (△12.6)	44,849	33,377	2,976,022 (△12.6)	1,905,289	1,070,732
令和5年度	76,257 (△ 2.5)	43,816	32,441	2,982,346 (0.2)	1,895,533	1,086,813

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)令和5年度については速報値であり、変更があり得る。

【特定一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
令和3年度	2,407 (46.1)	1,261	1,146	164,358 (47.9)	107,890	56,468
令和4年度	3,056 (27.0)	1,442	1,614	186,387 (13.4)	114,552	71,834
令和5年度	3,670 (20.1)	1,840	1,830	237,045 (27.2)	153,648	83,397

(注1)各年度の数値は年度合計値である。なお、令和5年度は速報値。

(注3)特定一般教育訓練給付は令和元年10月施行。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注4)令和5年度については速報値であり、変更があり得る。

教育訓練給付の支給状況②

【専門実践教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成29年度	13,229 (37.4)	4,877	8,352	38,781 (85.8)	15,217	23,564	4,933,337 (72.9)	2,200,394	2,732,944
平成30年度	19,465 (47.1)	7,094	12,371	58,486 (50.8)	21,402	37,084	8,089,014 (64.0)	3,305,555	4,783,459
令和元年度	23,251 (19.5)	8,274	14,977	71,648 (22.5)	25,491	46,157	10,348,718 (27.9)	4,083,537	6,265,181
令和2年度	29,404 (26.5)	10,169	19,235	80,517 (12.4)	27,882	52,635	11,614,829 (12.2)	4,596,769	7,018,060
令和3年度	34,835 (18.5)	11,767	23,068	91,063 (13.1)	30,509	60,554	12,816,851 (10.3)	5,056,147	7,760,705
令和4年度	35,906 (3.1)	12,393	23,513	96,301 (5.8)	32,556	63,745	13,867,681 (8.2)	5,485,874	8,381,807
令和5年度	36,324 (1.2)	12,746	23,578	98,786 (2.6)	33,477	65,309	14,402,098 (3.9)	5,664,183	8,737,915

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)専門実践教育訓練給付は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を60%→70%に引き上げている。

(注5)令和5年度については速報値であり、変更があり得る。

教育訓練給付の支給状況③

【教育訓練支援給付金・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成29年度	3,015 (14.6)	934	2,081	27,342 (71.3)	9,240	18,102	3,807,247 (77.0)	1,360,183	2,447,065
平成30年度	2,891 (△4.1)	841	2,050	32,869 (20.2)	10,195	22,674	5,325,763 (39.9)	1,743,682	3,582,082
令和元年度	3,524 (21.9)	1,009	2,515	35,378 (7.6)	10,184	25,194	7,188,787 (35.0)	2,206,789	4,981,998
令和2年度	3,530 (0.2)	1,051	2,479	37,113 (4.9)	10,473	26,640	8,546,630 (18.9)	2,567,904	5,978,726
令和3年度	3,661 (3.7)	1,059	2,602	40,688 (9.6)	11,284	29,404	9,451,970 (10.6)	2,801,465	6,650,505
令和4年度	3,363 (△8.1)	978	2,385	41,121 (1.1)	11,479	29,642	9,637,742 (2.0)	2,854,871	6,782,870
令和5年度	3,832 (13.9)	1,134	2,698	41,222 (0.2)	11,418	29,804	9,727,740 (0.9)	2,849,441	6,878,299

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を50%→80%に上げている。

(注5)令和5年度については速報値であり、変更があり得る。

高年齢雇用継続給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成27年度	178,861	0.4	172,446,776	△0.7
平成28年度	173,824	△2.8	171,905,109	△0.3
平成29年度	168,816	△2.9	174,545,829	1.5
平成30年度	172,135	2.0	176,890,376	1.3
令和元年度	171,188	△0.6	179,296,511	1.4
令和2年度	184,075	7.5	183,871,449	2.6
令和3年度	173,671	△5.7	177,593,424	△3.4
令和4年度	171,864	△1.0	175,513,964	△1.2
令和5年度	171,243	△0.4	174,028,077	△0.8

(注1)各年度の数値は、年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)令和5年の数値は、速報値であり変動があり得る。

介護休業給付の支給状況①

	受給者数 (人)			平均 受給月額 (円)			平均 給付期間 (月)			給付総額 (千円)		
	男	女		男	女		男	女		男	女	
平成27年度	10,365	2,441	7,924	92,772	118,762	84,295	2.2	2.3	2.2	2,158,424	679,554	1,478,870
平成28年度	11,509	2,689	8,820	119,679	153,771	108,470	2.2	2.3	2.2	3,046,789	968,604	2,078,185
平成29年度	15,747	3,920	11,827	153,391	197,790	137,487	2.1	2.2	2.0	4,992,563	1,697,832	3,294,731
平成30年度	18,531	4,864	13,667	150,935	191,520	135,512	2.0	2.1	2.0	5,557,887	1,942,016	3,615,871
令和元年度	21,484	5,698	15,786	145,534	184,675	130,795	1.9	2.0	1.9	5,996,444	2,081,477	3,914,967
令和2年度	22,444	6,072	16,372	141,377	178,422	126,961	1.9	1.9	1.9	5,970,212	2,110,731	3,859,481
令和3年度	25,414	6,868	18,546	140,677	173,973	127,839	1.8	1.9	1.8	6,602,671	2,272,255	4,330,417
令和4年度	30,066	8,415	21,651	141,870	174,227	128,633	1.8	1.9	1.8	7,739,420	2,759,413	4,980,006
令和5年度	34,270	9,876	24,394	142,583	174,180	129,155	1.8	1.8	1.7	8,667,747	3,157,716	5,510,031

(注1)平成28年8月から支給率を40%→67%に引き上げている。

(注2)給付総額は業務統計値である。

(注3)令和5年度については速報値であり、変更があり得る。

育児休業給付の支給状況

	初回 受給者数(人)			平均 受給月額 (円)			平均 給付期間 (月)			給付総額 (千円)		
	男	女		男	女		男	女		男	女	
平成27年度	303,143	7,731	295,412	134,907	185,782	134,498	10.1	3.2	10.3	412,300,202	4,529,363	407,770,839
平成28年度	327,007	10,411	316,596	134,438	182,630	133,988	10.2	3.0	10.5	450,343,708	5,649,855	444,693,852
平成29年度	342,978	14,175	328,803	134,810	184,006	134,233	10.3	2.9	10.7	478,372,543	7,569,260	470,803,283
平成30年度	363,674	18,687	344,987	134,925	186,424	134,192	10.8	3.0	11.3	531,237,726	10,303,493	520,934,233
令和元年度	381,459	27,792	353,667	135,398	187,003	134,409	11.1	2.9	11.7	571,348,710	14,844,491	556,504,218
令和2年度	419,386	45,941	373,445	136,571	183,630	135,220	11.2	2.9	12.3	643,584,516	24,157,271	619,427,245
令和3年度	444,727	68,034	376,693	137,444	180,724	135,696	10.6	2.7	12.0	645,604,207	32,967,828	612,636,379
令和4年度	489,821	109,422	380,399	139,755	184,410	136,990	10.2	2.7	12.3	695,300,779	53,498,138	641,802,641
令和5年度	533,395	157,993	375,402	143,710	190,954	139,455	9.8	2.7	12.8	750,005,718	82,348,476	667,657,242

(注1) 平成26年4月1日以降の育児休業開始より、給付率を育児休業開始日から6か月間は67%（それ以降は50%）に引き上げている。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

(注3) 令和5年度の数値は速報値であり、変更があり得る。

雇用保険(失業給付)の不正受給防止対策

【就職の未申告に対する不正受給防止対策】

説明会や窓口での周知徹底

- 説明会や窓口で受給資格者全員に対して、不正受給があった場合、
 - ①不正受給金額の返還とその2倍の金額の納付を命じることがあること、
 - ②詐欺罪で処罰される場合があること、等について周知徹底

システムの通報による把握

- 受給資格者からの失業の申告に基づき給付された期間中に、事業主からその者を雇用したとして被保険者資格の取得届が行われた場合、ハローワークのシステムにより直ちに把握され通報が行われる。
 - ※ 事業主が一定の労働条件で労働者を雇用した場合、被保険者の資格取得届をハローワークに提出する義務がある。

採用証明書による申告の厳密な審査

- 受給資格者が就職した場合、就職先の事業所から、就職日(事前のアルバイトや研修等を含む)に関する採用証明書の提出を求め、受給資格者の失業や就職の申告内容を厳密に審査

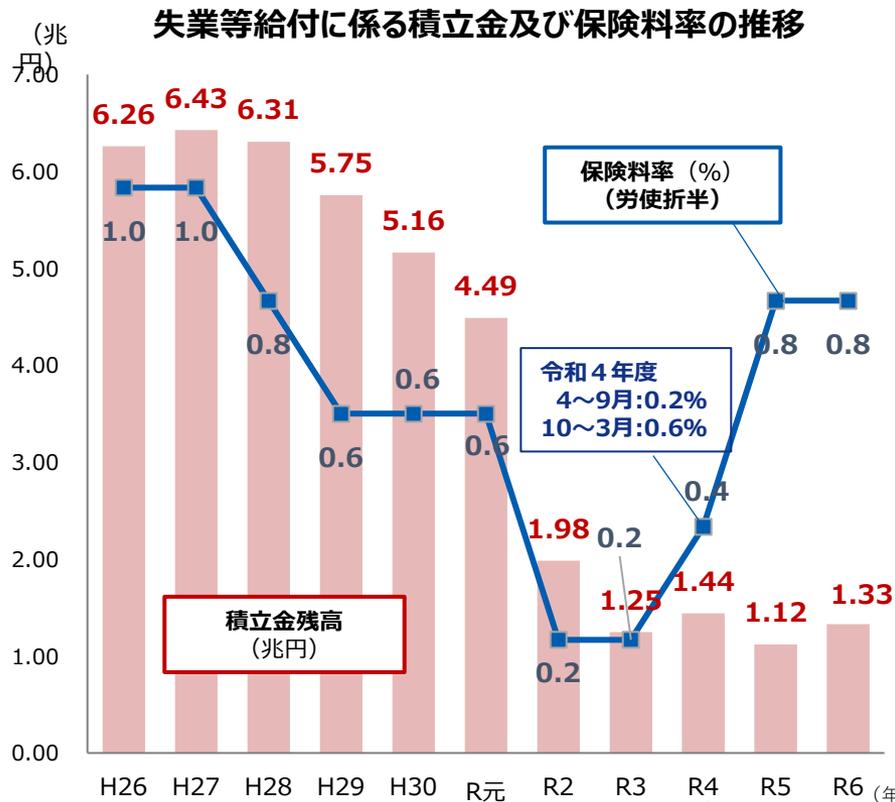
【架空事業所の設置や架空雇用に対する不正受給防止対策】

事業所への実地調査

- 事業所の設置届や被保険者資格の取得届について、疑義が生じた場合、ハローワークの職員が実際に事業所に調査を行い雇用状況を確認
 - ※1 雇用保険法に基づき、事業主等に出頭や資料等の提出を命じることができるほか、ハローワーク職員が立入検査を行うことができる。
 - ※2 事業所への実地調査において、以下の就職未申告に対する不正受給調査も行う。

雇用保険の財政状況（失業等給付・雇用保険二事業）

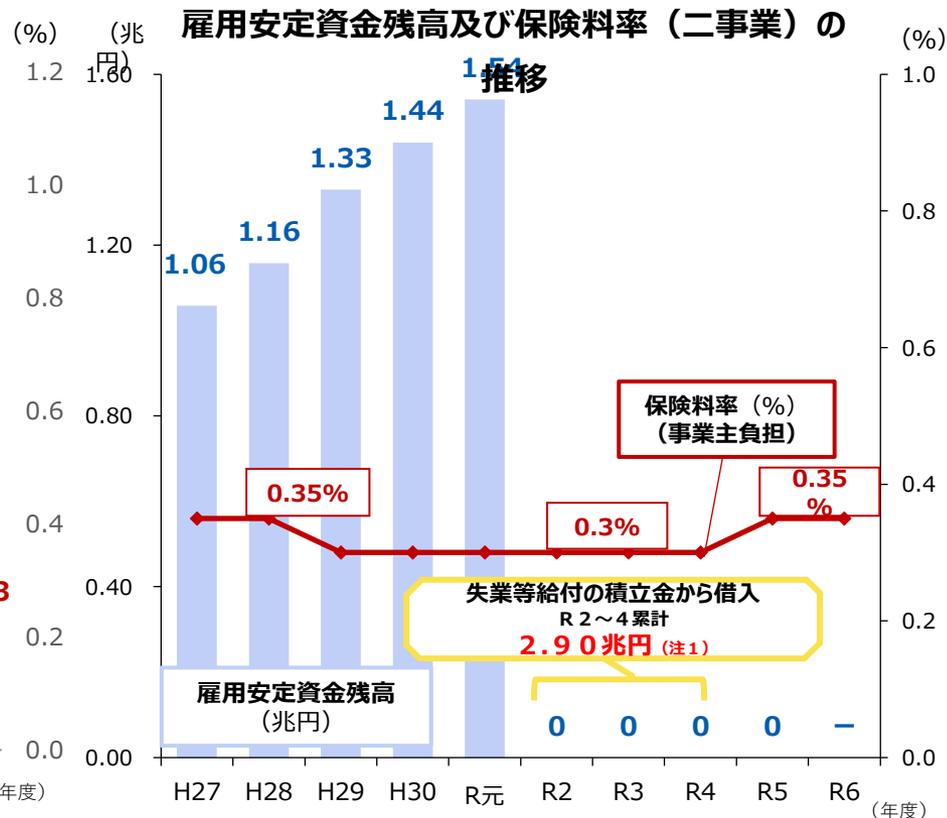
- コロナ禍で雇用調整助成金等の特例措置により累計6兆円を超える支出により、雇用安定資金残高は令和2年度から「0」となり、失業等給付の積立金から累計で約3兆円借り入れている状況。



※令和2年度から育児休業給付にかかる雇用保険料率(0.4%)を切り離している。

(注) 積立金残高は、令和4年度までは決算額、令和5年度は前年度の決算を踏まえた令和5年度当初予算後の見込額、令和6年度は当初予算額。

↑ R3補正 1.7兆円
↑ R4補正 0.7兆円
一般会計からの繰入



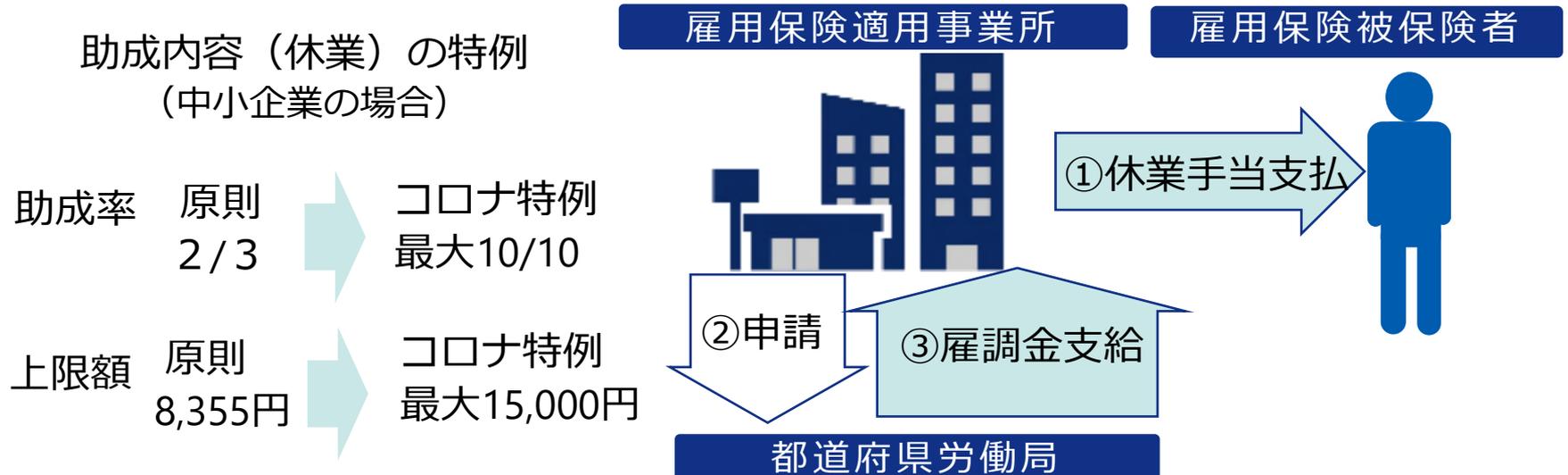
(注1) 令和2~5年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1兆4,447億円、R4年度:590億円、R5年度(見込):0.46兆円)を織り込んでいる。

(注2) 令和4年度までは決算額、令和5年度は前年度の決算を踏まえた令和5年度補正予算後の見込額、令和6年度は当初予算額

(注3) 令和6年度に生じる剰余金の扱いは未定のため、令和6年度予算の安定資金残高は「-」としている。

雇用調整助成金の概要

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度。（財源は雇用保険二事業）



【支給対象事業主】 雇用保険適用事業所（労働者を雇用する事業は業種等を問わず適用）

【支給対象労働者】 雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）

【要件】 当該事業主の生産指標の最近1か月間の値が前年、前々年又は3年前同期比あるいは直近12か月の任意の月との比較で5%以上低下。（コロナ特例による要件緩和中。）

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日(注1)～12月31日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年1月1日～2月28日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年3月1日～9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5(9/10) (注2) 大企業：2/3(3/4) ※地域特例(注3)、業況特例の対象(注4) 中小・大企業4/5(10/10)	同左	同左
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,265円(注5)	休業・教育訓練の助成額の上限額 13,500円 (注2) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 11,000円 ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 9,000円 ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間(別枠扱い)	同左	同左
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5(9/10) (注2) 大企業：2/3(3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5(10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	同左	同左
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左	同左

(累計実績(令和5年3月末時点)) ※緊急雇用安定助成金を含む

- ・支給決定件数 788.3万件
- ・支給決定金額 6兆3,507億円

(参考) リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象

- ・助成率：中小企業8/10(解雇等なし9/10)、大企業2/3(解雇等なし3/4)
- ・上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額

※ 助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。

【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(注1) 新型コロナウイルス感染症特例措置における上限額・助成率の引上げは、令和2年4月1日から開始(ただし、令和3年5月1日以降とは上限額・助成率が異なる(注2に記載))。

(注2) 令和2年4月1日～令和3年4月30日の上限額は一律15,000円、助成率は中小4/5(10/10)、大企業2/3(3/4)(令和3年1月8日～4月30日は、地域特例・業況特例に該当する大企業4/5(10/10))。

(注3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注4) 特に業況が厳しい全国の事業主(令和4年1月以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少。なお令和4年4月以降は毎月業況を確認)。

(注5) 令和4年8月以降の上限額は8,355円

新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る雇用調整助成金の特例措置等の対応

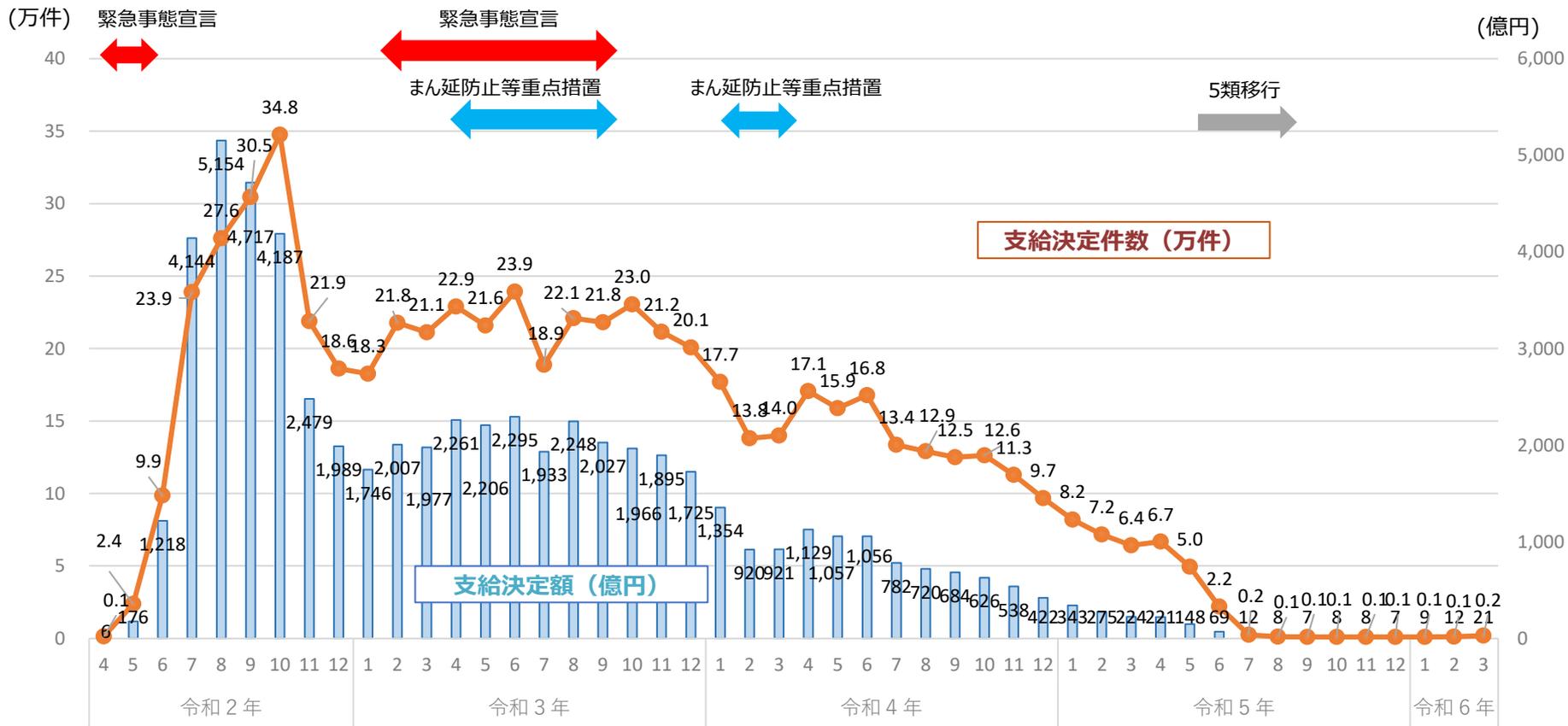
通常制度	経過措置期間 (令和4年12月1日～令和5年3月31日)		令和5年4月1日以降の通常制度
	特に業況が厳しい事業主(注2) (令和4年12月1日～令和5年1月31日)		
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(注1)		通常制度
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月10%以上低下		通常制度(注3)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象		通常制度
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：2/3(9/10) 大企業：1/2(2/3)	休業の助成率 中小：2/3 大企業：1/2	通常制度
休業・教育訓練の助成額の上限額：8,490円 ※令和4年8月1日～令和5年7月31日までは8,355円	休業・教育訓練の助成額の上限額 9,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 8,355円	通常制度
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃		通常制度(注4)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃		通常制度(注5)
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃		通常制度
支給限度日数：1年100日、3年150日	支給限度日数 1年100日、3年150日 ※コロナ特例中(令和2年1月24日～令和4年11月30日)の日数はカウントしない。 ※クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで支給可能。		通常制度 ※コロナ特例中(令和2年1月24日～令和4年11月30日)の日数は支給限度日数にカウントしない。
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可)		左記の特例措置を恒久化
休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	休業規模要件：1/40(中小)、1/30(大企業)		通常制度
残業相殺：有	残業相殺：停止		通常制度(注4)
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：2/3(9/10) 大企業：1/2(2/3) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	教育訓練の助成率 中小：2/3 大企業：1/2 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	通常制度
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内		通常制度
不正受給事業主、労働保険料滞納事業主、労働法令違反事業主等：支給対象外	支給対象		通常制度

※ 助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
 (注1) 対象期間の初日が令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間にある事業主に限る。
 (注2) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。
 (注3) コロナ前比較不可
 (注4) 令和5年4月1日から同年6月30日までの間に判定基礎期間の初日がある休業等については、計画届の事前提出の免除等一部の取扱いを継続する。
 (注5) コロナ特例を利用していただいていた事業主が令和5年4月1日以降の休業等について通常制度を申請する場合、最後の休業等実施日を含む判定基礎期間の末日から1年経過している必要がある(コロナ前は、対象期間終了後1年経過が必要)。

※ 通常制度移行後も、記載事項の大幅な簡略化や添付書類の削減を実施
 例) 休業実績一覧表について、日ごとの実績記載を不要とする(合計のみとする)等

雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額の推移

○ 雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額は、緊急事態宣言期間等には増加したものの、以降は減少傾向。
 累計支給決定件数：630万7千件 累計支給決定額：5兆9,939億円 ※令和2年4月～令和6年3月末までの累計値
 ※令和6年4月1日現在
 (平成30年決定件数：5.9千件 支給決定額：20億円、令和元年決定件数：6.4千件 支給決定額：35億円)



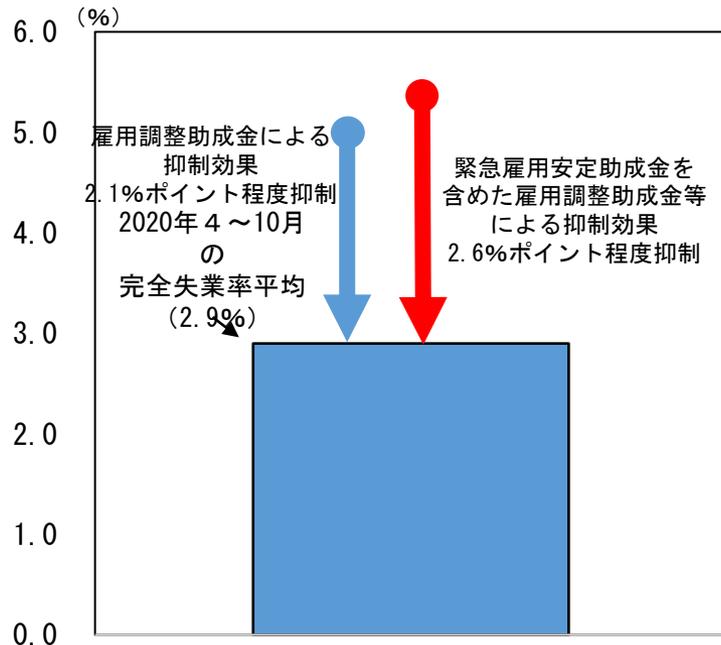
※支給決定件数、支給決定額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置及び通常の雇用調整助成金の数値。

－雇用調整助成金等による対応②(失業抑制効果)－

令和3年版 労働経済の分析
(労働経済白書)より

- 雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果を推計すると、その支給により2020年4～10月の完全失業率が2.6%ポイント程度抑制されたものと見込まれる(一定の仮定の下に算出したものであり、相当の幅をもってみる必要がある)。

※ 一方、雇用調整助成金等の支出は、成長分野への労働移動を遅らせる、雇用保険財政のひっ迫といった影響をもたらしている。



●具体的な推計方法

※2020年4～10月の7か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

(1) 1人1日当たり平均支給額

サンプル調査の1人1日当たり平均支給額(円/人日) = サンプル調査の支給決定金額 ÷ サンプル調査の休業支給日数(人日)

(2) 期間中の支給総額

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月末までに支給決定がなされたとみなせるため、2020年12月までの支給総額を使用。

(3) 月平均延べ休業日数

月平均延べ休業日数 = 期間中の支給総額 ÷ サンプル調査の1人1日当たり平均支給額 ÷ 7
※判定算定基礎期間4～10月を対象としているため、7で除している。

(4) 月換算の月平均対象者数

月換算の月平均対象者数 = 月平均延べ休業日数 ÷ 月平均所定労働日数
※月平均所定労働日数は厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」の年間休日総数(労働者平均)を用いて算出。

(5) 完全失業率の抑制効果

月平均の完全失業率の上昇抑制効果 = 月換算の月平均対象者数 ÷ 月平均労働力人口(2020年4～10月平均)

※雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

●本白書以外の雇用調整助成金等の効果についての分析

- ・ JILPT(2017)では、リーマンショック期には、雇用調整助成金により、2009年4～6月期において、完全失業率0.8～1.0%ポイント程度の失業抑制効果があったと試算している。
- ・ 内閣府(2021)の推計によれば、試算結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期までの各四半期において、完全失業率は2～3%ポイント程度抑制されたものと見込まれるとしている。

資料出所 厚生労働省公表の雇用調整助成金等の支給実績データ、厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査、総務省「労働力調査(基本集計)」、厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自推計。

改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 雇用保険の適用拡大【雇用保険法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】

- 雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する(※1)。
※1 これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実【雇用保険法、特別会計に関する法律】

- ① 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする(※2)。
※2 自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する(通達)。
- ② 教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる(※3)。
※3 教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付(10%)を新たに創設する(省令)。
- ③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保【雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

- ① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置(※4)を廃止する。
※4 本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。
- ② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする(※5)。
※5 ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

4. その他雇用保険制度の見直し【雇用保険法】

- 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の80%→60%)及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

等

施行期日

令和7年4月1日(ただし、3①及び4の一部は公布日、2②は令和6年10月1日、2③は令和7年10月1日、1は令和10年10月1日)

改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

改正の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

（*）を子ども・子育て支援法に位置づけるに伴い、同法の目的、「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）